

平成19年第1回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成19年3月23日（金）午後1時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第8号 瑞穂市・神戸町水道組合理約の変更について
- 日程第3 議案第15号 瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第20号 平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第21号 平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第22号 平成18年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第27号 平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計予算
- 日程第8 議案第28号 平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第9 議案第29号 平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算
- 日程第10 議案第30号 平成19年度瑞穂市水道事業会計予算
- 日程第11 議案第31号 市道路線の認定について
- 日程第12 議案第13号 瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第14号 瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第17号 平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第18号 平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第24号 平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第25号 平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算
- 日程第18 請願第1号 乳幼児医療費の無料制度の拡大に関する請願
- 日程第19 議案第19号 平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第20 議案第26号 平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算
- 日程第21 議案第6号 岐阜県市町村会館組合理約の変更について
- 日程第22 議案第7号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の変更について
- 日程第23 議案第9号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第10号 瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第11号 瑞穂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第26 議案第12号 瑞穂市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第16号 平成18年度瑞穂市一般会計補正予算(第4号)
- 日程第28 議案第23号 平成19年度瑞穂市一般会計予算
- 日程第29 文教常任委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第30 発議第3号 「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書について
- 日程第31 発議第4号 トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書について
- 日程第32 発議第5号 日豪EPA/FTA交渉に関する意見書について
- 日程第33 議会改革に関する調査の件
- 日程第34 夢のまちづくり都市計画に関する調査の件
- 日程第35 下水道整備促進特別委員会の中間報告の件
- 日程第36 公共交通対策特別委員会の中間報告の件
- 日程第37 地域防災対策特別委員会の中間報告の件
- 日程第38 行財政改革特別委員会の中間報告の件
- 日程第39 土地財産調査特別委員会の中間報告の件
- 日程第40 出資法人に関する特別委員会の中間報告の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	浅野楔雄
5番	小川勝範	6番	藤橋礼治
7番	熊谷祐子	8番	堀孝正
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	広瀬捨男

本日の会議に欠席した議員(なし)

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	関谷巖
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松尾治幸
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	古田啓之		

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

日程第 1 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

お手元に配りましたとおり、3月22日、文教常任委員長から、請願第 2 号について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

また、3件の議案を受理しましたので、報告します。

1件目は、3月22日、山本訓男君から、発議第 3 号「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書について、2件目は、3月22日、浅野楔雄君から、発議第 4 号トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書について、3件目は、3月22日、松野藤四郎君から、発議第 5 号日豪 E P A / F T A 交渉に関する意見書についてでございます。これらについては、後ほど議題にしたいと思えます。

これで諸般の報告を終わります。

---

日程第 2 議案第 8 号から日程第11 議案第31号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第 2、議案第 8 号瑞穂市・神戸町水道組合理約の変更についてから日程第11、議案第31号市道路線の認定についてまでを一括議題とします。

これらについては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 浅野楔雄君。

産業建設常任委員長（浅野楔雄君）

ただいま一括議題となりました10議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設常任委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

産業建設常任委員会は、3月13日午前 9 時30分から巢南庁舎 3 の 2 会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部から市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に要点を絞って御報告いたします。

初めに、議案第 8 号瑞穂市・神戸町水道組合理約の変更についてを審査しました。これは、

地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、規則を変更することについて議会の議決を求めるもので、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

次に議案第15号瑞穂市水道条例の一部を改正する条例についてを審査いたしました。これは、下水道法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、特定事業場からの下水の排除の制限に係る亜鉛含有量の基準を改めるもので、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

議案第20号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

議案第21号平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第3号）については、コミュニティ・プラントへの加入者が当初見込みから大幅減になったための補正です。当初見込んでいた加入件数と加入状況についての質疑があり、当初は120件の加入を見込んでいたが、2月末現在で34件が加入している状況との答弁がありました。

また、県内の市町と比べて使用料が高いのではないかと、使用料はどのように決められたのかとの質疑で、市の合併協議の中で、合併処理浄化槽の維持管理費と同じぐらいにするように調整され、算出されたものであるとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

議案第22号平成18年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）では、次のような質疑がありました。

加入金が745万5,000円の増額となっているが、当初の加入見込み件数と増加した状況について質疑があり、当初見込みの385件から90件増加して475件となった。原因としては、主として、犀川堤外地土地区画整理事業地内に集合住宅が新築されたことなどがあると答弁がありました。

また、石綿管と配水設備改良費に関する支出が減額された理由について質疑があり、石綿管は、下犀川橋付近の下牛牧地内に残っていた部分は改良できたが、JRの高架下に一部管が残っている。宝江地内の忠太橋付近に残っているものは、県道の改良工事とあわせて布設がえすの予定をしていたが、できなかった。減額の主な理由はこの部分になると答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

議案第27号平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計予算では、次のような質疑がありました。

西処理区の水洗化率は56%とのことで、使用料は約4,400万円を見込まれている。水洗化率が80%に近づいて、使用料と経常経費のバランスがとれれば、次の処理区に取りかかるとのことだが、水洗化率が80%になったときの使用料と、一般管理費と施設管理費を合わせた経常経費約6,500万円とのバランスがとれるということかとの質疑があり、水洗化率80%で使用料が6,300万円ほど見込まれる。これで収支のバランスがとれると考えていると答弁がありました。

また、使用料を下げ、下水道の普及率を高める考えはとの質疑では、使用料を下げると水洗化率が80%になっても採算が合わなくなる。下水道をつながないのは、使用料の問題だけでなく、つながない原因を調べてみる必要があるとあり、また受益者には応分の負担をお願いするとの答弁がありました。

また、みずほ公共サービス株式会社への事務委託は委託業務か派遣業務かとの質疑があり、派遣業務との答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

議案第28号平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算では、次のような質疑がありました。

公債費の償還はあとどのくらい期間があり、繰り上げ償還はできないのかとの質疑では、平成6年度に借り入れて、据え置き期間5年で、償還年が30年あり、政府債なので繰り上げ償還はできないとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

議案第29号平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算では、次のような質疑がありました。

分担金が前年度と比べて3分の1になっている。加入件数は40件しか見込んでいないのかとの質疑では、平成18年度は月10件として120件を見込んでいた。平成19年度予算は平成18年度の実績に基づいて見込んだものだが、今後は地元説明会などを開いてPRに努めたいと答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

議案第30号平成19年度瑞穂市水道事業会計予算では、次のような質疑がありました。

配水設備拡張費の事業内容についての質疑では、配水設備拡張費の主な工事費として、下犀川橋のかけかえ工事に伴うもの、十七条の荒川から本田団地西側の新五六川橋までの配水管の接続工事、都市整備事業に伴う道路拡張工事などの部分があると答弁がありました。

また、水道料金について、当市は県内の自治体と比べてどうかとの質疑では、県内水道料金一覧表の資料提出があり、20立方メートルの料金では高い方から36番目との答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

議案第31号市道路線の認定については、宅地開発に伴う管理引き継ぎ及び寄附採納により3路線を認定するものです。

市道路線の認定に当たって、消火栓など附帯設備に対する行政指導の状況について質疑があり、答弁では、関係担当課や消防署と協議して、消火栓の設置については行政指導をしている。ホースなどの設備についても指導するよう検討したいとのことでした。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

以上で産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。平成19年3月23日、産業建設常任委員会委員長 浅野楔雄。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） これより、議案第8号瑞穂市・神戸町水道組合規約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第8号瑞穂市・神戸町水道組合規約の変更については、委員長報告のとおり可決をされました。

これより、議案第15号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第15号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第20号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第20号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第21号平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方



は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第21号平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第22号平成18年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第22号平成18年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議案第27号平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第27号平成19年度瑞穂市下水道事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第28号平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第28号平成19年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第29号平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第29号平成19年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第30号平成19年度瑞穂市水道事業会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第30号平成19年度瑞穂市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第31号市道路線の認定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第31号市道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第12 議案第13号から日程第18 請願第1号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第12、議案第13号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第18、請願第1号乳幼児医療費の無料制度の拡大に関する請願までを一括議題といたします。

これらについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 安藤由庸君。

厚生常任委員長（安藤由庸君） ただいま一括議題となりました7議案について、厚生常任委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

厚生常任委員会は、3月14日午前9時30分から穂積庁舎第1会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部から市長及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に要点を絞って報告します。

議案第13号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

この改正条例の内容について補足説明を受けた後、質疑に移りました。その内容を報告します。

過日の総括質疑においても質疑がありました施行日について、10月1日をもっと早く施行できないかとの質疑に対し、この条例が可決された後に事務が開始されることになり、該当者の抽出、受給者証の発行手続事務、医療費助成の現物支給方法による医師会との協議、また各健康保険組合等における付加給付制度の調査、調整等もあり、こうした事務作業等に相当の期間が必要であるとの説明がありました。

その後に、山田隆義委員より本議案に対する修正案が提出されました。その内容は、原案の施行日を平成19年4月1日に修正するもので、修正議案提出者は、施行日を平成19年4月1日

に実施しても十分に可能であるとの趣旨説明の後、修正案に対する質疑なく、討論を行いました。討論については、施行日を早くすることについては十分理解ができるが、最近、他自治体においては、受給者証の発行に誤りがあり、個人情報漏洩したという報道があることなどから、処理作業は確実に進めてほしいとの発言がありました。

討論終結後、初めに、修正案について採決を行いました。結果は、賛成少数により否決されました。次に、原案について採決を行いました。結果は、賛成多数により原案のとおり可決されました。

議案第14号瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、議案第17号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第18号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）、議案第24号平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算、議案第25号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算について、審査を行いました。これら5議案については、それぞれの議案に対し補足説明を受けた後、質疑、討論なく、採決の結果、いずれの議案とも全会一致で原案どおり可決しました。

次に、請願第1号乳幼児医療費の無料制度の拡大に関する請願については、さきに審査し、可決されました議案第13号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の内容にこの請願の願意が包括されており、当委員会では、全委員異議なく、みなし採択とすることに決定をいたしました。

以上で、会議規則第39条の規定による厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

議長（藤橋礼治君） これより、議案第13号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第13号瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第14号瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第14号瑞穂市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第17号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第17号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第18号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第18号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第3号）は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第24号平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺徹でございます。

議案第24号平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算に反対の討論を行います。

まず反対の理由は、国保税が高いということでございます。隣の市の本巢市と比較をしてみ

ました。基準所得 200万円の方、固定資産税を20万円支払ってみえる方で、被保険者が4人の方の国保税がどうかということで比較をしてみました。保険税は、瑞穂市の場合35万 5,500円、本巣市の場合は27万 2,000円、8万 3,500円瑞穂市が高いという結果になりました。いろいろ質疑の中で、保険税問題については、20年度に一遍見直しをするという答弁がございますけれども、20年度を待たずに見直しをし、値下げをする必要があるということを私は要求いたします。

2点目は、そういう保険税が高い結果、なかなか保険税を納められない。納められないことによって保険証が取り上げられ、資格証明書が発行されておるという状況が出ております。資格証明書の発行数は、平成16年度が 135人、17年度が 239人、18年度、10月時点で 279人ということで、16年度と18年度では倍になっておるとというのが現状でございます。そういう点からも、国民健康保険税の値下げをして保険税を払えるようにし、安心して医者にかかれる、そういう国民健康保険にしていく必要があると考え、反対をいたします。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 3番、翔の会、若園五朗です。

ただいま反対の意見を小寺さん言われたんですけども、私は十分小寺議員の内容はよくわかります。ところが、瑞穂市、本巣市は人口も違いますし、財政力も違う。その中で、保育料の値上げ、個別に説明がありましたが、その内容は十分わかります。ところが、瑞穂市は、給食センターの建設、消防署新設、あるいはコミュニティセンター、あるいはまちづくり交付金ということで非常に大きな金を、合併した中で重要な施策をする中で、農業集落排水事業、あるいは下水道事業、いろんなところに市の予算の繰り入れをしているわけございまして、国保税ばかり繰り入れし、受益者負担を軽くすることはできないということでもあります。

国の施策の方針でも、お金のある人から所得税を課税し、固定資産もとり、ある人から金を取る方針の中ですべて今行われている中で、もちろんその範囲内の弱者救済ということも非常に大事ですが、今回の19年の第1回の瑞穂市議会定例会の議案第24号につきまして、国保税の見直しにつきましては、20年4月から後期高齢者の県下統一の見直しの中で、70歳以上、あるいは65から74歳未満の前期高齢者ということで保険税の組みかえの時期が来ております。そうした中で、瑞穂市の一体的な事業を把握する中で、個別に国保税だけを安くするということは私ではできないと思います。瑞穂市は、特に20代から30代の若い人がどんどん入ってくる状況の中で、ある程度そういうことを踏まえて、十分適正な執行を執行部がやっていくと思いますので、その推移については十分議会で見ながら、今後十分議論しながら、是正するところは是正するというところでやってもらえばいいと思います。



今回の予算につきまして、賛成討論としますので、全員の賛同をお願いします。以上です。  
議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第24号平成19年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第25号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第25号平成19年度瑞穂市老人保健事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決をされました。

これより、請願第1号乳幼児医療費の無料制度の拡大に関する請願の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

本件に対する委員長の報告はみなし採択です。本件を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、請願第1号乳幼児医療費の無料制度の拡大に関する請願は、委員長報告のとおりみなし採択することに決定をしました。

---

日程第19 議案第19号及び日程第20 議案第26号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第19、議案第19号平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）と日程第20、議案第26号平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算を一括議題といたします。

これらについては、文教常任委員会に審査の付託がしてありますので、委員長の報告を求めます。

文教常任委員長 若園五朗君。

文教常任委員長（若園五朗君） ただいま一括議題となりました2議案について、文教常任委員会の審査の経過及び結果について報告させていただきます。

文教常任委員会は、3月16日午後3時25分から単南庁舎3の2会議室におきまして開会しました。全委員が出席し、執行部から教育長、教育次長、教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課総括課長補佐の出席を求め、各議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に要点を絞って報告させていただきます。

議案第19号平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）は、学校給食費の未納問題について質疑がありました。平成17年度分の未納者数は146名、過去5年分の累計では814名、980万円ほど未納があり、年々増加傾向にあります。未納対策として、督促状の送付、給食センター職員と教育総務課職員がペアを組んで家庭訪問をする滞納整理を行っているとの答弁がありました。また、悪質滞納者に対しましては、今後、法的措置として、内容証明郵便

の送付、裁判所からの支払い督促、訴訟も検討したいとの答弁がありました。

次に、準要保護について質疑がありました。準要保護は、生活に困窮している方々が申請して認められれば給食費や学用品などが扶助される制度です。準要保護は、小・中学校を合わせて175名が受けられております。学校側や民生委員などが説明し、PRしているとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決されました。

議案第26号平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算は、給食費負担金が25万4,000円増加している理由について質疑があり、対象となる給食人員の増加によるものであるとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決しました。

また、文教常任委員会の開会前に開かれた委員会協議会では、議案第23号平成19年度瑞穂市一般会計予算を協議しました。一部の委員から、十八条地内に建設予定の給食センター工事について、工事の進捗状況などを地元住民に十分周知する必要があるとの意見があったことをあわせて報告させていただきます。

以上、会議規則第39条の規定による文教常任委員会の委員長報告を終わらせていただきます。平成19年3月23日、文教常任委員会委員長 若園五朗。

議長（藤橋礼治君） これより、議案第19号平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第19号平成18年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第26号平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第26号平成19年度瑞穂市学校給食事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合により、暫時休憩します。

休憩 午後 1 時55分

再開 午後 2 時07分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第21 議案第 6 号から日程第28 議案第23号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第21、議案第 6 号岐阜県市町村会館組合規約の変更についてから日程第28、議案第23号平成19年度瑞穂市一般会計予算までを一括議題とします。

これらについては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 澤井幸一君。

総務常任委員長（澤井幸一君） ただいま一括議題となりました 8 議案について、総務常任委員会の審査の経過及び結果について報告をします。

総務常任委員会は、3月16日午前9時30分から議員会議室で開催いたしました。全委員が出席し、執行部から市長、助役、収入役及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説

明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第6号岐阜県市町村会館組合規約の変更について及び議案第7号岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを審査しました。それぞれの議案について補足説明を受けた後、質疑、討論なく、いずれの議案とも採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

次に、議案第9号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを審査しました。

補足説明を受けた後、質疑では、生活保護嘱託医及び特別障害者手当等、審査嘱託医について、報酬額の改正理由、近隣市町の状況、嘱託医の事務内容や事務量について質疑がありました。答弁では、県の報酬額と同額にする改正で、本巣市や北方町も県の報酬と同額にするとの説明がありました。主な事務内容は、医療扶助に関する各申請書や診療報酬明細書の審査で、事務量は生活保護嘱託医で月に60件ほど、特別障害者手当等審査嘱託医は申請があったときに行うとのことでした。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第10号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、管理職手当は条例では上限を定めるだけで、実質的には規則の改正で定め、手当は定額化されるとの補足説明がありました。

市職員給与のラスパイレス指数は低いが、これらに対する調整はできるのかとの質疑があり、国の給与構造の見直しの一環の中で管理職手当も見直しされるもので、国に準じて本市においても見直し、運用すべきものと考えている。また、勤務評定が導入され、若くて、給料の低い人でも管理職につく人が出てくることもあり得るわけで、給料に対して何%という従来の管理職手当の給付は問題がある。課長職や部長職で幾らという定額で設定すべきとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決しました。

議案第11号瑞穂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、報告すべき質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第12号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例については、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第16号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）では、次のような質疑がありました。

子育て支援拠点整備事業について、なぜこの名称としたのかとの質疑があり、国のメニューの中にこの名称があったので採用した。保育所の改築だけではなく、子育て支援拠点の整備も

するので、この名称にしたとの答弁でした。

公営住宅使用料 150万円の減額理由についての質疑では、漏水しているところが6戸あり、原因究明のために入居を断っているためと答弁がありました。

また、地域総合整備資金貸付金元金収入 1,547万 1,000円の増額理由についての質疑では、財団法人地域総合整備財団を通して医療法人精光会に貸し付けをしていた地域総合整備資金について、平成21年度までの償還期間分が今回全額繰り上げ償還されたことによるものとの答弁でした。

成人保健費の業務委託料の 1,130万円の減額についての質疑では、基本健診などの受診者数が当初見込みよりも少なかった。今後は、受診のための啓発活動、各種がん検診の検診精度の管理、生活習慣病の予防教育にも力を入れていきたいとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第23号平成19年度瑞穂市一般会計予算では、次のような質疑がありました。

平成19年度は地方交付税の不交付団体になると以前に説明があったが、歳入を見込んでいるのはなぜかとの質疑があり、旧穂積町分が不交付になるとの目安だったが、起債の償還を早めるなど、基準財政需要額を増嵩させることによる財政努力により、地方交付税は前年度並みを見込んでいるとの答弁がありました。

また、市のホームページを作成委託しているが、更新が遅いのではないかとの質疑があり、週1回の割合で更新をしているが、ホームページに掲載する写真についても、新しいものが入れば入れかえていくとの答弁がありました。

乳幼児等医療費助成事業について、10月から福祉医療費助成の対象に小・中学生の通院に係る療養の給付等もつけ加えることによる予算は計上されているのかとの質疑では、年間で1億円、10月からの半期なので5,000万円を見込んでおり、9月に補正予算で計上するとの答弁がありました。

J R 穂積駅の北側に隣接する市有地の有効活用についての質疑では、送迎用の車の待避所としては面積的に活用が難しいが、駅の利用客との関連性の中で有効利用を考えたいとの答弁がありました。

地域コミュニティー活動事業補助金について、校区活動へ補助するに当たり、事業実施後の報告で領収書などの明細を提出させていないのかとの質疑では、補助金は使途の透明性が求められており、事業報告では明細の添付などを担当に指示すると答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、賛成多数で原案どおり可決しました。

以上で、会議規則第39条の規定による総務常任委員会の委員長報告を終わります。平成19年3月23日、総務常任委員会委員長 澤井幸一。よろしくお願いいいたします。

議長（藤橋礼治君） これより、議案第6号岐阜県市町村会館組合理約の変更についての委員

長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第6号岐阜県市町村会館組合規約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議案第7号岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第7号岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議案第9号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第9号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第10号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕



議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第10号瑞穂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議案第11号瑞穂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第11号瑞穂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議案第12号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第12号瑞穂市基金条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議案第16号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は、給食センター建築工事、別府保育所改築、市道整備工事の入札に絡んで、反対をしたいと思います。

工事請負契約の審議の過程におきましても、予定価格、設計金額については非公開のまま議決をされております。一般質問の中でも申し上げましたけれども、これを今後とも変更する姿勢がないというふうなことも言われております。

さらに問題は、この給食センター、それから別府保育所、市道整備工事合わせて約18億円の工事が談合の疑いがあるということで、反対であります。給食センター建築工事と別府保育所改築、市道整備工事については、最初の入札日の11月24日以前から、給食センター建設工事は土屋組、別府保育所改築、市道整備工事は宇佐美組が落札との情報が流れておりまして、2件ともその結果になっております。そして、2回の入札と1回の積算見直しを点検いたしましても、最も安い価格をつけたのは2件とも同じ業者となっております。給食センター建築工事が土屋組、別府保育所関連工事が宇佐美組であります。これは、いつも言うておりますとおり、一位不動の原則でありまして、何回入札を行っても最も安い価格で入札する業者は不動であり、本命業者が必ず落札をするというものであります。ところが、今回は一位不動どころか、下位3社の順位が3回とも不動という極めて異常な事態である。情報公開によって得た落札率を見ても、給食センターが91.2%、別府保育所が94.4%ということで、まさにオンブズマンの立場を参考にいたしましても、談合の疑いが極めて強いということが言えるわけでありませぬ。

これに対して、市長は、一連の入札不調とか、いろんな流れがあるけれども、私としては談合の疑いの事実をつかむに至っていないので、判断は避けたいというふうに、さきの臨時議会

の中で答弁をされております。しかしながら、談合で、少なくとも二、三割は価格が高くなるというふうなことが言われております。2件で約5億円もの血税がむだになるというふうなことも考えられるわけでありまして。とするならば、判断を避けたいなどという無責任な答弁ではおかむりをせずに、契約を保留して、徹底的に事実調査をすべきであったというふうに考えております。

さらに、さきの私の一般質問に対する答弁の中でも、入札制度の改善等について、具体的な改善策が見られないというふうなことを含めて、この補正予算の関連については反対をする立場であります。

議案第23号につきましても、同様の理由によりまして反対をいたします。しかしながら、同様の理由でございますので、討論を省略させていただきますことを付言しておきたいと思えます。以上であります。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 棚瀬悦宏君。

16番（棚瀬悦宏君） 西岡議員に対する賛成討論をさせていただきたいと思えます。

今、別府保育所と給食センターの関係の入札に疑いがあると、こういうことであります。非常に金額的にも、第1回目の落札の金額は不調に終わったということは、非常に安く、その金額に達しなかったという苦しい金額であったということで、いろんな業者の方からもいろんな情報、私は事実関係を聞いておるんですが、この仕事はできないよというようなことだったといろんなところから聞いておまして、本当に最低の最低の金額であったのが第1回目の金額で、不調に終わったというのを聞きました。また、そういう関係の方も、私は情報なり、いろんなところで聞いてもそうだったんです。ですから、鉄骨の値上がりもずうっと来ておりながら、すべて安い金額で落ちて、第2回目が1月で、またこれも成立しないような状態であったかと思ったんですね。それを設計の計画を変更されて、初めて第2回目をなされた金額で、その金額が5億円も疑わしい金額があるなんて、事実関係の話ではない、そういう話を大きく西岡議員が言われたことに対して、これは最も疑わしい、そういう話し方、その議論はできない金額ではなかるうかと思うんですが、そういうことになれば徹底的に我々も調査しなきゃいかん金額だと思うんです。そんなあり得ないことを平気で言う。そういうことを選挙戦術でされるようなことになってきますと、これは大変なことだと思いますんで、まずもって、西岡議員、よく気をつけて物を言ってもらわないかと思えますよ。残念な話なんです。

そういうことをこの議会で議論する、疑念たらしいようなことに仕立てる、そういうことをする議会であったかということになってきますと、市民にも、我々もこういう人はこうだということを訴えていかなければならない問題だと思っておりますので、全く残念な言葉が出てき

たということで、そういう疑念があるなんていうことを言われること自体が、私は事実と反していると思っておりますので、賛成の弁とさせていただきます、ひとつ皆さん方で議決をしていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺です。

議案第16号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算に反対の討論を行います。

反対の理由は、平成18年度に税制が改正をされて、住民の皆さんに大変大きな負担を強いております。一般質問でも行いまして、その金額が明らかになったところを見ますと、その一つは、配偶者の均等割控除を廃止したことによって600万円の増、定率減税が15%あったのが7.5%に半減されたことにより1億1,100万円、65歳以上の高齢者控除48万円の廃止、さらには年金控除約20万円の削減、このことによって、高齢者の方からの増税額が4,200万円、計しますと1億5,900万円の増税になり、住民の負担がふえたことになるわけでございます。これらの増税分を、本来なら住民の皆さんの暮らしを助け、応援をする、そういう施策に使うということが必要だと思いますけれども、そのような施策が18年度に実施されなかったという点から見て、この補正予算に対しては反対を表明いたします。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 3番、翔の会、若園五朗です。

先ほどの一般会計補正予算の反対者に対して、賛成の意見ですけれども、先ほどから談合談合という話が出ています。その問題につきまして、本当に談合があれば、ある程度の根拠を持って、しっかり根拠ある内容で議会の方に提示するなり、そのようにお願いしたいと思います。

また、穂積小の大規模改修においても、ある議員から3,000万円を渡したという疑惑が出されているというような世間のうわさを聞いたんですけれども、そういうこともやっぱり根拠あることを説明してもらえればわかりやすいかと思えます。

また、「改革」のブログに談合があるんじゃないかということを出されることもいいんですけど、やはり根拠のある出し方で、市民にそれなりの反対で訴えた方が支持が出るし、私は今回賛成の討論の中で、今やっている事業の内容について適正な執行であるというふうに解釈し、今回の一般会計の補正予算につきましても賛成討論とし、皆さんの賛同をよろしく申し上げます。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） はい。

9番（山田隆義君） 給食センターの新築、改築についてはいいことですので、賛成をさせていただきますが、別府保育所の場所の問題で、私は基本的には道路の東側に改築してほしいということを過去に申し上げてございまして、そういう経緯から、賛成・反対に棄権をしたいと思いますので、御了承をお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第16号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議案第23号平成19年度瑞穂市一般会計予算の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 議席番号7番 熊谷祐子です。

私は、議案第23号平成19年度瑞穂市一般会計予算の議案に対し、反対の立場で討論したいと思います。

二つ反対理由を上げたいと思います。

一つは、福祉医療費の中の乳幼児医療費を中学校卒業まで無料とする予算が計上されていないことです。もう少し細かく申し上げますと、本3月議会に市長より提案され、先ほど議決いたしました。この議案の検討を、執行部は12月から始めたと言った総務常任委員会でも総括質疑でもお聞きしました。市民保険課の市長査定の最終日は1月23日でした。12月のいつから検討を始

めたのかと詳しいことをお聞きしましたら、議会の終了後ということでした。12月に議会が終わったのは20日ですので、28日はもう御用納めで、間に土・日が入りますが、大変せわしい時期に始められたのですが、それにしても1ヵ月はありますので、4月から、または6月でも7月でも9月でも10月でも、とにかく予算には間に合ったはずですが、これが一切計上されていない不可解さ。

さらに、この件につきましては市民から請願が出されていますが、請願を今議会で取り上げたわけですが、これについても、市民の請願とは関係ありませんと。こたえたものではないという理由です。これも合点がいきません。経過を見ますと、一般質問のときに申し上げましたが、1月21日に市長立候補を予定されています堀議員のマニフェストの公約が配布し始められ、1月23日は市民保険課の市長査定の最終日であり、2月1日から請願署名が集められ始め、2月10日にこの公約を載せた市長マニフェストが配布され始めました。以上の経過から、請願の勢いに押されて、選挙対策に慌ててやったのではないかという懸念が私には消えませんので、予算にのっていない不可解さからですね。これが反対理由の一つです。

いま一つは、学童保育についてですが、南小増築に関して2億9,612万円計上されています。ほとんど3億円ですが、6教室増築するにもかかわらず、学童保育の部屋はつくられません。おとしは本田小学校が増築され、去年は穂積小の大規模改修があり、新年度は南小の増築と続きますが、いずれのときも私は質疑、討論してまいりました。これからさらに牛牧小等の増築もあるわけですが、学童保育を学校でも実施してくれという要望があるにもかかわらず、そして、願ってもない増改築のチャンスがあるにもかかわらず、市民の切実な要望である請願を無視して、予算に一切組まないのは納得できません。税金を預かって、市政を執行するという立場からしてみると、私としては、不誠実な予算であると感じざるを得ません。

以上の理由によって、平成19年度瑞穂市一般会計予算に反対討論といたします。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 3番、翔の会、若園五朗です。

19年度一般会計予算についての反対者の意見が出たんですけれども、賛成討論させていただきます。

地方自治法の211条の中に予算の編成及び議決というところがあります。私たち議員は住民から選ばれてきているわけですがけれども、その中に住民の反対の意見、賛成の意見、いろんな意見がございます。ただただその内容を、請願があるからといって、すべて賛成、予算を組まないのはいかんということじゃなく、執行部は予算の提案権があります。その中で、全体的、総合的な予算を総括しているのが市長であり、皆さん御存じだと思うんですが、その中で、十

分議論しながらやっていくのが本意でございます。もちろん反対者の意見も十分わかりますが、地方自治法 211条の中に、市長は毎年予算を調整し、年度初めに議会の議決を得なければならないということで、提案権と議決を混同し、住民の請願の数によって通せ通せという言い方は、考え方はわかりますけれども、いろんな事業をやっていく中で、すべて請願が出たことによってやらなければおかしいということについては納得できません。

今回の一連の執行部の予算編成についての時期、あるいは請願の内容について、時期とか、あるいは調査した時期の年度ばかり言うのではなく、総合的な予算の組み替えの中でそれなりに執行部が考えていることであって、請願が出たといって、すぐ4月からやりなさいというのは、意見としてはいいんですけれども、今言っている議論について私は賛成できませんので、今回の予算について賛成討論とさせていただきます。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番 小寺です。

議案第23号平成19年度瑞穂市一般会計予算に反対の討論をいたします。

私は、19年度予算の中で評価できる面があるということも最初に申し述べながら反対意見を述べたいと思います。

それは、子育て支援の問題であります。乳幼児医療無料化、入院・通院とも中学校卒業まで拡大をされ、10月から実施する。これは岐阜県下でトップクラスになったわけでございます。そういう点で、市長のこの決断については賛成をいたします。

さらに、子育て支援で、保育料の第3子以降を無料化にするということも私の先日の一般質問の中で答弁がございました。このような2点の子育て支援施策については評価をしますけれども、しかし、この本体原案に賛成するということまではまだ行ってないというのが現状でございます。

反対の理由を述べます。

一つは、先ほど補正予算の中でも述べましたように、18年度税制改正によって、大きな住民負担を強いることになる。さらに、引き続き今年度もその税制が続きますし、定率減税はなくなってしまうから、さらにそれが増加されるということになるわけでございます。そういう点で、特にまだ高齢者への負担に応じた施策が十分なされていないというのが一つでございます。

二つ目は、瑞穂市の予算に計上されている事業内容が議会への説明が非常に不十分、どうも議会の論議を軽視されている傾向がある。特に19年度の予算案の中でも、瑞穂市常備消防関連予算の説明書も請求しなければ出てこない。さらにまた、瑞穂市中央区整備事業等についても、

概略説明だけで、中身の説明が資料を請求しなければ出てこない。こういう点がございませう。こういう重要な事業内容については、予算書と同時に詳しい説明書をつけて議案審議をする、そういうことをぜひひとつ改善していく必要があると思うわけでありませう。そういう点での議会への対応が不十分でないかという点が2点目の理由でございませう。

3点目は、今年度の予算の中には、消防署の新庁舎建設費用約9億円という予算が計上されて、今年度建設に向けていくわけですが、その建設工事を請負契約するときの入札制度がまだまだ十分公正で納得いく入札制度に改善されていない。このことをぜひ改善される方向で努力されることも要望いたしまして、反対討論といたします。

議長（藤橋礼治君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） 4番、翔の会、浅野楔雄です。

先ほどから、賛成、反対、非常に反対の中にもなじんでいただける反対がございまして、小寺議員には感謝申し上げたいと思ひます。やはりいいものはいい。我々の意見を聞いてくれ、譲られるところはちゃんと日本共産党瑞穂の方はお持ちでございませう。片や、すべて反対。我々の思うとおりにはならないから反対ということと、談合の疑いありというふうに発言されましたが、いわゆる裁判の中にも疑わしきはこれを罰せずということがございませうので、やはりきちっとした証拠を固めていただいて、疑わしきはこれを罰せずと。それなりに証拠をそろえていただいて議論していただくのが本筋ではないかなというふうに思ひます。

という理由から、今回、それほど数の原理の、いわゆる署名を集めたからということでやっていただくのも結構でしょうけれども、話し合っていて、やはり2本のルールが交わることを考えていただいて、議論していただきたいと思ひます。よって、私は賛成の立場で議論をさせていただきます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めませう。

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第23号平成19年度瑞穂市一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。



---

日程第29 文教常任委員会の閉会中の継続審査の件について（採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第29、文教常任委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題にします。

文教常任委員長から、会議規則第 104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査申出書が提出されました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

〔「異議あり」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議がありますので、起立によって採決をいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をしました。

---

日程第30 発議第 3号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第30、発議第 3号「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 山本訓男君。

13番（山本訓男君） 13番 山本訓男です。

棚瀬悦宏議員、広瀬時男議員の賛同をいただきまして、意見書を提出させていただきます。

この意見書は、地方自治法第99条の規定に基づく意見書でございます。よろしく願います。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書。

わが国のがん罹患率や死亡率は、ともに上昇を続けており、1981年以降、死亡原因の第1位であり、いまや死因の3割か、がんである。10年後には、2人に1人が、がんで死亡すると予想されている。

昨年6月、「がん対策基本法」が制定され、日本で立ち遅れてきた緩和ケアと放射線治療の充実などが基本理念の中に盛り込まれるとともに、がん対策を戦略的に推進することが明示された。同法にはまた、今年4月の施行を踏まえ、基本的施策を具体的、計画的に推進するため、

国に「がん対策推進基本計画」の策定を義務付けている。

今後、実効性のあるがん対策を大きく前進させるため、がん患者の痛み、苦しみを和らげる「がんと診断された時からの緩和ケア」の実施や、食生活の欧米化に伴う欧米型のがんの増加によって需要が増している「放射線治療」の専門医・スタッフの育成、さらに最適な治療・ケアを受けられるような態勢づくりなどを含む「がん対策基本計画」を、がん対策基本法施行後、一日も早く策定すべきである。その具体的な施策の柱としては、全国レベルでの医療従事者への緩和ケアの研修 放射線治療の専門医等の育成・研修及び連動する大学医学部の体制充実 がん登録に必要な患者の罹患、転帰その他の状況把握・分析の整備 都道府県が設置している、がん検診の推進と質の向上のための精度管理委員会の活性化 がん研究の推進などがある。

また、全国のがん診療連携拠点病院（現行 179）の指定が、平成19年度で 280、平成20年度で 358になると見られるが、同拠点病院の整備とともに、速やかな、がん診療連携拠点病院の推薦態勢の確立が求められている。

さらに、がんと診断された患者が、容易に複数の専門家の意見を聞くことができるようセカンドオピニオンの充実を図るとともに、がん情報提供窓口の整備、抗がん剤・医療機器等の早期承認などが求められている。

よって、国においては、がん対策推進基本計画の早期決定を含め、これらの趣旨を踏まえた、患者の立場に立った総合的取り組みによるがん対策の推進を強く求める。

なお、提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣であります。

よろしく御審議をいただき、御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第3号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第3号「がん対策推進基本計画」の早期決定を求める意見書についてを採決します。

発議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、発議第3号は可決されました。

---

日程第31 発議第4号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第31、発議第4号トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

4番 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） 4番、翔の会、浅野楔雄でございます。

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書。

本文を読ませていただきますので、お願いいたします。

国民が豊かで健全な社会生活を営む上で、安定した就業の場と安全で健康的な職場環境が求められており、極めて重要である。

じん肺は、最古にして現在もなお最大の被災者を出し続けている不治の職業病と言われ、炭坑や金属鉱山、造船等の職場にて多発し、特にトンネル建設工事においては、未だに社会問題になっている状況にある。

こうした中、全国11地裁において審理が進められてきたトンネルじん肺根絶訴訟の中で、東京地裁・熊本地裁・仙台地裁において、いずれも「国の規制権限行使義務」の不行使を違法とする司法判断が示された。

トンネルじん肺は、そのほとんどが公共工事によって発生した職業病であることなどから、早急に解決を図るべき重要な問題である。

よって、国においては、東京・熊本・仙台の三地裁判決を真摯に受け止め、これ以上訴訟に及ばず、また、発注者及び施工者に対する適切な指導を行うとともに、次の事項を含めたトンネルじん肺の抜本的な対策を早急に講じられるよう強く要求する。

記1. トンネル建設工事において、定期的な粉じん測定及び測定結果の評価を義務付けること。

2. トンネル建設工事において、坑内労働者が粉じんに曝露される時間を短縮・規制すること。

3. 公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者の早期救済を図るため、「トンネルじん肺補償基金制度」を早急に創設すること。

提出先、衆議院議長 河野洋平、参議院議長 扇千景、内閣総理大臣 安倍晋三、厚生労働大臣 柳沢伯夫、国土交通大臣 冬柴鉄三。以上5名の方に全員「様」をつけまして提出する予定でございます。よろしく御審議をお願いします。

議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第4号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は、委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第4号トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書についてを採決します。

発議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、発議第4号は可決されました。

---

日程第32 発議第5号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第32、発議第5号日豪EPA/FTA交渉に関する意見書についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

12番 松野藤四郎君。

12番（松野藤四郎君） 議席番号12番 松野藤四郎でございます。

発議第5号日豪EPA/FTA交渉に関する意見書について、提出します。

賛同者は小川勝範議員でございます。

次ページの文書を読み上げて、提案をいたします。

本年から開始するとされている日豪EPA（経済連携協定）/FTA（自由貿易協定）交渉に対し、豪州政府は農産物も含む関税撤廃を強く主張するとみられている。豪州政府の要求通り、農産物の輸入関税が全面的に撤廃されるようなことになれば、政府の試算でも、肉牛、酪農、小麦、砂糖の主要4分野で約8,000億円もの打撃を受け、関連産業や地域経済への影響を含めると、2兆～3兆円規模となるとされている。

また、食料自給は30%台に低下するなど日本の農業と食料は壊滅的な打撃を受けることになり、農林業の多面的機能が失われ、農山村の崩壊、国土の荒廃、環境の悪化を招くことになる。

さらに、昨年、干ばつによって大減産となったように豪州の農業生産条件は極めて不安定であり、これに安易に依存することは、世界的な食料不足、危機が心配されている中で、日本の食料安全保障を危うくする結果を招きかねない。

こうした状況をふまえ、国においては、日豪EPA/FTA交渉にあたり、日本農業に多大な影響を与える重要品目を交渉から除外するなど、次の事項を含めた対策を求める。

記1. 日豪EPA/FTA交渉にあたって、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの農林水産物の重要品目を除外するとともに、万一、これが受け入れられない場合は、交渉を中断すること。

2. 農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立すること。

提出先は、内閣総理大臣 安倍晋三、農林水産大臣 松岡利勝、外務大臣 麻生太郎様でございます。

なお、参考に申しますと、2月15日の全国市議会旬報の裏側に載っておりましたが、日本とオーストラリアの関係の2国間貿易の協定に反対ということで、現在、45の市が可決されております。よろしくお願いします。

議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第5号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第5号は、委員会付託を省略することに決定をしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第5号日豪EPA/FTA交渉に関する意見書についてを採決いたします。

発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、発議第5号は可決をされました。

議事の都合により、暫時休憩します。

休憩 午後3時18分

再開 午後3時29分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 日程第33 議会改革に関する調査の件（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第33、議会改革に関する調査の件を議題にします。

本件について、委員長の報告を求めます。

議会改革検討特別委員会委員長 西岡一成君。

議会改革検討特別委員長（西岡一成君） 議会改革検討特別委員会の御報告を申し上げます。

議会改革検討特別委員会は、地方分権化時代に対応した議会運営及び議会議員のあるべき姿について調査すべく、平成16年9月30日に12人の委員によって設置されました。委員は浅野楔雄、安藤由庸、小川勝範、熊谷祐子、桜木ゆう子、篠田徹、棚瀬悦宏、西岡一成、広瀬時男、藤橋礼治、松野藤四郎、若園五朗、以上12名の委員であり、委員長に西岡一成委員、副委員長に浅野楔雄委員を選出しました。

当委員会は、平成16年10月7日に第1回会議を開催し、平成18年8月8日の第17回会議ですべての調査を終えました。その間、議会に調査の経過について中間報告をいたしておりますので、それ以降の経過と結果について御報告申し上げます。

報告事項は、1. 政務調査費について、2. 議員報酬について、3. 議会・議員活動の範囲及び権限と執行部との関係について、以上3点であります。

まず、政務調査費については、平成18年5月18日の第16回会議において調査がなされました。その主な意見は次のとおりです。

もう少し議論する必要がある。政務調査費を要求するのであれば、先にこの委員会で政務調査費に関する申し合わせ、または規則というものをつくってやらないといけない。報酬を上げて、それぞれ個人が勉強のものを買っていくということの方がはっきりする。あまり賛成ではない。今後、この特別委員会の中でいろんなデータもとりながら、もう少し調査・研究をよくしてみるべきだ等々の意見が出されました。

それらの意見を踏まえ、採決の結果、政務調査費制度の導入は賛成少数で否決となりました。

次に、議員報酬については、瑞穂市の議員報酬は他の類似団体に比べて低過ぎるから上げるべきとの意見、現状のままでよいとの意見の両論が出されました。その概要は次のとおりです。

まず、議員報酬を上げるべきとの主な意見は、瑞穂市の議員報酬は全国平均より低い。議長と市長と協議して、報酬審で引き上げを答申してもらい、市長提案でお願いしたい。専門職としての議員を目指したい。議員の仕事は閉会中もある。全国平均より10万円安い。だから、全国平均まで持っていく。

一方、反対の主な意見は、今の議員の活動を見ていると、報酬の値上げについては市民との間で合意が形成されていない。上げるべきではない。議員が自分の給料を自分で上げよということは、そんなことは言えるわけがない。議員の給料を承知で立候補していると思っているので、上げるのは反対。

これらの議論を経て、最終的には平成18年5月18日の第16回会議で、採決により、報酬の引き上げについては賛成少数で否決いたしました。

最後に、議会・議員活動の範囲及び権限と執行部との関係については、平成18年8月8日の第17回会議で調査に付されましたが、ある委員から、新しい方が入ってこられた初めのころは、議員はどの辺の活動をしたらいいのか。それから、執行部との関係についても、議員が何でも進めていくような姿だったが、今はある程度のことはわかってきた。今は同じ会派の中で勉強させてもらえるから、もう必要がないとの意見が出され、委員会として調査しないことといたしました。

以上で報告を終わりますが、調査の詳細な経過及び結果は、議会事務局に議事録が備えてありますので、そちらを閲覧していただきたいと思います。

議会改革検討特別委員会はこれをもってすべての調査を終えましたので、御報告申し上げます。平成19年3月23日、議会改革検討特別委員会委員長 西岡一成。

議長（藤橋礼治君） これで、議会改革検討特別委員会の委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、この報告をもって調査終了とすることに反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議会改革に関する調査の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、この報告をもって調査終了とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議会改革に関する調査の件は、この報告をもって調査終了とすることに決定をしました。

これで、議会改革に関する調査の件を終わります。

---

日程第34 夢のまちづくり都市計画に関する調査の件（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第34、夢のまちづくり都市計画に関する調査の件を議題にします。

本件について、委員長の報告を求めます。

夢のまちづくり都市計画特別委員会委員長 浅野楔雄君。

議会改革検討特別委員長（浅野楔雄君） 夢のまちづくり都市計画特別委員会から御報告申し上げます。

調査結果の概要及び意見。

夢のまちづくり都市計画特別委員会は計14回の会議を開催し、夢のまちづくりを目指した計画について調査・研究した。

特別委員会を設置したテーマである計画的な土地の再利用、潤いのある水辺の空間づくり、緑豊かな空間づくりの調査結果の概要と意見は次のとおりです。

計画的な土地の再利用。

調査結果の概要。

本市は、条里制の区画区分が残る中、農地が最も大きな割合を占めているが、近年著しく都市化が進んでおり、農地が減少する一方、宅地や道路が増加している状況にある。

また、平たんで肥沃な地勢を生かし、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域を設定し、優良農地の確保を図るとともに、都市計画法に基づく都市計画区域や市街化区域の指定のもとに、宅地化の規制・誘導に努めてきた。しかしながら、市全体として点在的な開発が多く見られるほか、市街化を促進すべき市街化区域内では、農地が多く残り、土地利用の混



在も見られる等、課題を抱えている。また、開発行為に対して制限の緩い地域がある中で、東海環状自動車道の整備等に起因する開発需要をどのようにコントロールしていくかという将来に向けた課題もある。

土地は限られた資源であり、有効な活用を図ることが必要である。このため、今後、夢のまちづくり都市計画を進めるために、本市の土地利用に関する考え方やコントロールのあり方について、市民や開発事業者、行政が共通認識できる仕組みを整備することが必要である。また、これにあわせて、都市計画制度等、まちづくりを実現化するための方策について、市民の意向等を勘案しながら検討し、実施していくことが求められている。

意見。

限られた資源である土地を有効かつ高度に活用していくため、長期的な視野に立った各種土地利用計画の策定を行うとともに、これを実現するための土地・建物のルールづくりや都市基盤の整備を進められたい。

また、各地域における都市基盤上の問題を改善する方策について随時調査を行うものとし、特に土地区画整理事業等、市民のまちづくり意識が高まっている地域については、説明会や勉強会を通じ、まちづくり事業化検討等の着手に努められたい。

潤いのある水辺の空間づくり。

調査結果の概要。

本市は、河川に恵まれたまちであり、長良川や揖斐川を初め16本もの1級河川が流れている。これらの河川は、地域に潤いをもたらすとともに、本市の魅力を十分発信するための貴重な資源となるものである。現在、犀川下流部においては、国土交通省の水辺の楽校プロジェクトによる、子供たちが自然体験の場として活用できるような河川空間の整備が進められているが、今後もこのような地域の身近な自然空間を残しつつ、それらを生かす取り組みを進めることが必要である。

また、市内には、岐阜県や滋賀県の一部にしか生息しないハリヨを初め、貴重な生態系が確認されている。このため、野生動植物とともに、その豊かな生息環境が失われぬよう、市民の環境保全に対する意識の高揚を促すとともに、市民と行政が一体となって保全、育成に取り組むことが必要である。

意見。

親水空間の整備。犀川を初めとした市内を流れるさまざまな河川及びその周辺地域は、身近に自然と触れ合える絶好の空間と言える。このため、子供たちが自然体験の場として活用できる安全な水辺づくりを目的とした水辺の楽校プロジェクトを活用し、犀川遊水池での重点的な取り組みを進められたい。

また、長護寺川を初めとした他の河川についても、市民との協力体制のもとで、生態系のす

みかを確保する多自然型の川づくりや、市民が美しい川と触れ合える親水空間の整備を順次進められたい。

野生動植物の保護・育成。野生動植物については、環境調査により生息・生育分布状況を把握し、自然生態系に配慮した公共事業への活用を図るとともに、適切な保護・育成対策を講じられたい。

保護・育成の面では、天然記念物であるハリヨの生息環境を積極的に保全する方策を検討するほか、漁業協同組合等との連携による1級河川での漁場育成等に取り組みをされたい。

自然保護意識の高揚。自然環境保護に対する意識の高揚を促し、市民の理解と協力を求めるため、広報活動を強化されたい。

また、水辺の楽校プロジェクトでの取り組みにあわせて、自然観察会等の環境教育プログラムを充実し、学校教育や生涯学習の場等における効果的な環境教育も推進されたい。

緑豊かな空間づくり。

調査結果の概要。

公園・緑地は、憩いの場としてのみならず、都市防災やコミュニティーの場としての観点等、さまざまな側面から必要と言える。本市には都市公園が16カ所あるが、市民1人当たりの公園面積は1.7平方メートルであり、県平均に比べて低い水準にあるほか、偏りのある配置状況となっている。一方で、本市は今後も人口増加が予想されており、良好な居住環境を形成するためにも、市民の意向等を勘案しながら、公園・緑地を計画的に確保していくことが必要である。なお、本市では、市街地に近接して田園や河川等の美しい自然環境があり、これらを積極的に生かしながら、公園の特色化や連続性のある憩いの場づくりを進めることも求められている。

緑化に関しては、花の里親事業を実施し、公共施設や住宅周辺での緑化を奨励するなど、花の都ぎふ運動とも連動した取り組みを進めているが、今後も市民と一体となった潤いのある居住環境づくりを進めることが必要である。

一方、質の高い居住環境を考える上では、良好な景観をつくり出すことが重要な課題となっている。平成16年には景観三法が施行され、地域の固有景観の保全・創出に関する取り組みが全国的に広がりつつある。本市においても、河川や田園風景、中山道等の特徴的な景観要素が豊富にあり、市民のまちへの愛着心をはぐくむためにも、これらを積極的に生かし、良好な景観を創造していくことが求められている。

意見。

特色ある公園の整備。地域性に配慮した特色ある大規模な公園として、遊水池事業とあわせた犀川遊水池公園の整備、土地改良事業にあわせた天王川スポーツ公園の整備、巢南庁舎周辺のオープンスペースを生かした多目的広場の整備等を図られたい。

また、市民にとっての身近な広場や公園については、河川の活用を基本としながら、耕作放

棄地の活用、道路事業等の都市基盤整備との連携等、多様な手法での検討を行い、計画的に整備を進められるとともに、設置から管理まで市民参加できるよう、市民の意向も聴取されたい。

緑化の推進。緑陰・木陰等の必要性を考慮し、公共施設の緑化を進めるとともに、幹線道路における街路樹の整備を図るなど、緑あふれる公共空間づくりに努められたい。

また、広報紙等により、市民の緑化に対する意識の高揚を促すとともに、花の里親事業や緑の募金交付金事業の継続等、市民が緑化活動に参加しやすい体制を構築し、その主体的な取り組みを促進されたい。

水と緑のネットワーク形成。河川を軸とした安全で広がりのある交流空間の形成を目指し、連続性のある遊歩道の整備を図るとともに、河川や公園、公共施設等を相互に結びつける横断方向の道路の整備について調査・検討を行うなど、本市の特徴を生かした水と緑のネットワークづくりを進められたい。

良好な町並みの保全・創造。美しい田園風景と調和した町並みや中山道、小簾紅園等の歴史を感じさせる風景等、本市の特徴をあらゆる景観を保全し、地域振興に生かすため、景観計画の策定や行為制限等の町並みのルールづくりを検討されたい。また、通信、電力、ガス、水道などの配線・配管は共同埋設工法も検討されたい。

以上、報告申し上げます。

議長（藤橋礼治君） これで、夢のまちづくり都市計画特別委員会の委員長の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、委員会報告書のとおり決定することに反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、夢のまちづくり都市計画に関する調査の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、お手元に配りました委員会報告書のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、夢のまちづくり都市計画に関する調査の件は、委員会報告書のとおり決定をしました。

これで、夢のまちづくり都市計画に関する調査の件は終わりました。

---

日程第35 下水道整備促進特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第35、下水道整備促進特別委員会の中間報告の件を議題にします。

下水道整備促進特別委員会で継続調査事件となっています下水道整備事業の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

下水道整備促進特別委員会委員長 堀孝正君。

下水道整備促進特別委員長（堀 孝正君） 下水道整備促進特別委員会中間報告をさせていただきます。

下水道は、生活文化のバロメーターとも言われ、快適で潤いのある生活を営むだけでなく、祖先より受け継いだ美しい自然と、我々が汚した川をもとのきれいな水の流れを取り戻し、子孫に引き継ぐための重要な役割を果たします。そこで、下水道の整備促進は急務であります。

県内21市の中で一番おこなっているこの瑞穂市の実態状況をかんがみ、その調査・研究を目的として平成16年12月24日に当委員会が設立されました。

第1回を平成17年1月23日に開会以来、これまでに8回の会議を重ねてまいりました。その経緯を報告いたします。

まず第1回目は、一つとしまして、下水道の定義について、二つとしまして、下水道の整備方法について、三つとしまして、県内の市町村の下水道整備の進捗について、四つといたしまして、現時点における瑞穂市の進捗率について説明を受け、協議をいたしたところでございます。

そして、本県衛生施設の処理場、コミュニティ・プラント、アクアパーク別府、西特環のアクアパーク巢南、呂久クリーンセンター等々の処理施設の現場視察をし、最終処理水の河川への放流調査を行いました。

第2回目としましては、平成17年2月14日開会をしまして、この中の主なものとしまして、岐阜県環境整備組合の関係者6名の方々によりまして、生活配水事業の勉強会ということでございまして、一つには、全国の生活排水事業費につきまして、二つとしまして岐阜県の生活排水事業費、三つとしまして、下水道事業予算の概要について、四つとしまして、浄化槽市町村整備事業について、五つとしまして、下水道管路布設費につきまして、六つとしまして、下水道の管理費及び財源不足等々について、資料をもとにいろいろ説明を受けたところでございます。

その後、いろんな話し合いをしたところでございますが、第2回目まで実は委員会記録がされておられません。だから、第2回目までのお話を簡単に報告させていただきました。

3回目以後は、すべて会議の内容が全文議事録として保存されておりますので、そのことを申し上げ、私の中間報告とさせていただきます。下水道整備特別委員会、事務局の方でございます。どうかお目通しをいただきたいと思います。

下水道整備促進特別委員会委員長 堀孝正でございます。以上で終わらせていただきます。議長（藤橋礼治君） これで、下水道整備促進特別委員会の中間報告は終わりました。

下水道整備促進特別委員長の中間報告に対する質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第36 公共交通対策特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第36、公共交通対策特別委員会の中間報告の件を議題にします。

公共交通対策特別委員会で継続調査事件となっております公共交通対策の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

公共交通対策特別委員会委員長 若園五朗君。

公共交通対策特別委員長（若園五朗君） 3番、翔の会、若園五朗です。

公共交通対策特別委員会中間報告。

当委員会は、市内公共交通体系の将来像について調査・研究する目的で平成16年12月24日に設置されました。

市内には、JR東海本線、樽見鉄道、岐阜バス及びコミュニティバスの公共交通機関が運行され、車社会となった現在、これら公共交通機関と機能的に結合する道路網整備や周辺地対策も含めた総合的な検討をする必要があります。そこで、これまでに延べ15回の委員会を開催し、市内公共交通体系の現状と課題を調査してきました。

これまでの当委員会の活動経緯は、平成17年9月の議会定例会で中間報告をしております。また、平成18年3月の議会定例会では、中間報告をした後、コミュニティバスの利便性向上に関する決議を委員全員で提出し、全会一致で可決されております。コミュニティバスの調査はこれでひとまず終了し、今後は樽見鉄道について調査したいと考えております。

先月の新聞報道によりますと、樽見鉄道株式会社は経営状況の悪化から資金ショートが予測される事態となり、本巣市と揖斐川町から急遽緊急融資を受けるとありました。なぜ、このよ

うな事態になったのか、県及び沿線市町村の支援、援助や補助はどうなっているのか、経営改善計画の内容も含んで調査し、瑞穂市の将来を考えた総合的な検討をする必要があります。当委員会では、経営状況を客観的に把握する資料等が整うまで、しばらくの間、静観することとして、樽見鉄道沿線5市町で構成する連絡協議会において、今後の方向づけがされる段階で、改めて調査・検討を行うこととしました。

以上をもちまして、公共交通対策特別委員会の中間報告とさせていただきます。平成19年3月23日、瑞穂市議会公共交通対策特別委員会委員長 若園五朗。終わります。

議長（藤橋礼治君） これで、公共交通対策特別委員会の中間報告は終わりました。

公共交通対策特別委員長の中間報告に対する質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第37 地域防災対策特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第37、地域防災対策特別委員会の中間報告の件を議題にします。

地域防災対策特別委員会で継続調査事件となっています地域防災対策の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

地域防災対策特別委員会委員長 小寺徹君。

地域防災対策特別委員長（小寺 徹君） 地域防災対策特別委員会の中間報告をさせていただきます。

当委員会は、災害に強いまちづくりについて調査・研究する目的で平成16年12月24日に設置されました。当面の調査・研究課題として、治水対策と地域防災計画としました。

治水対策については、本市は、長良川、揖斐川、犀川、五六川など、16本もの1級河川が流れる地勢条件から、古くから水害が多く発生しており、水害の備えは本市にとって重要な課題となっています。県内有数の人口増加率を示す本市においては、都市開発による宅地化に伴い、遊水機能のある農地の減少が進み、降雨時における水害の危険性が高まるものと予想されるために、危険箇所の調査やその対策とあわせて、災害に強いまちづくりのさらなる充実を進める必要があります。

当委員会では、市内の河川の危険箇所、排水機場を調査し、早期に改修等の必要な箇所については早期補修を関係機関に提言するとともに、老朽化の進んだ犀川排水機場の早期改修、それに伴う新堀川放水路の整備について、市当局、産業建設常任委員会とともに、国土交通省、

岐阜県へ要望活動を実施し、地域防災の充実を図り、安全で安心のできるまちづくりに取り組んでいる状況であります。

そのほか、ソフト面での検討として、平成17年4月6日、8月10日、平成18年2月17日の3回にわたり、市の地域防災計画の内容や考え方、国や県の水位情報の周知体制に関する考え方などの説明を担当課から受け、その中でも特に水害についての課題として、一つとして、低地である本市における避難所の現状とあり方、さらに考え方、二つ目、災害時に援護の必要な個人情報把握と保護に関する問題点、三つ目、ハザードマップなどの作成への取り組みの必要性と平常時の周知の必要性及びその方法、四つ目、自主防災組織の設置促進と活性化などを上げて、調査や提案に関する論議や研究を進めました。

その中で、避難所に必要な施設設備、市内での民間施設への協力、自主防災組織の組織化の促進、住民への周知をどのように図っていくかなどについて議論を行う中で、朝日大学など民間施設との協定、自主防災組織の組織立ち上げのためのマニュアル、各公共施設への避難所マップの掲載など、災害に強いまちづくりのための提言も行うことができ、実現につながったものもありました。

一方、ハザードマップにおいては、平成19年度の予算の中で予算化されており、水害編、地震編が作成されるとのことでありますので、今後はその作成状況について、事務局より経過説明を求めながら、当委員会として建設的に関与できればと考えているところでございます。

以上、地域防災特別委員会の中間報告とさせていただきます。平成19年3月13日、瑞穂市議会地域防災対策特別委員会委員長 小寺徹。

議長（藤橋礼治君） これで、地域防災対策特別委員会の中間報告は終わりました。

地域防災対策特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

#### 日程第38 行財政改革特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第38、行財政改革特別委員会の中間報告の件を議題にします。

行財政改革特別委員会で継続調査事件となっています行財政改革の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可いたします。

行財政改革特別委員会委員長 広瀬捨男君。

行財政改革特別委員長（広瀬捨男君） ただいまより行財政改革特別委員会の実施状況の中間

報告を申し上げます。

行財政改革特別委員会は、地方分権時代に対応した行財政改革について調査・研究すべく、平成16年12月24日に8名の委員によって設置されました。委員は、山田隆義委員、西岡一成委員、広瀬捨男、熊谷祐子委員、広瀬時男委員、若園五朗委員、篠田徹委員、安藤由庸委員、以上8名でございます。

当特別委員会は、平成16年12月定例会で設置後、9回の委員会を開催いたしました。

第1回は平成17年2月22日に開催し、新市計画の財政計画について議論をいたしました。

第2回は平成17年4月4日に開催し、瑞穂市第1次総合計画の進捗状況について、新市財政計画及び平成14年・15年度の決算状況についてを議題とし、議論いたしました。

第3回は平成17年4月15日に開催し、瑞穂市第1次総合計画の進捗状況について及び財政状況等についてを議題とし、第1次総合計画の進捗状況では、まちづくりアンケート調査及びその結果を、また財政状況等では、平成11年度から平成15年度の一般会計歳入歳出決算状況、地方交付税及び臨時財政対策債及び公債の事業別残高明細、基金の状況について資料提出を求め、議論をいたしました。

第4回及び第5回では、第1次総合計画のまちづくりアンケート分析検討について議論を行い、執行部に対し、1. 多様な市民の声を広く反映させるために、既に実施したアンケート以外に、各自治会から、また瑞穂市ホームページを通じ、さらに郵便等、多様な手段を使って民意を吸い上げること。2. 二元代表制の原理を踏まえ、議会（4常任委員会と6特別委員会）からの提言を総合計画に反映させること。3. 瑞穂市の諸計画と全体的に整合性のある計画を立てること。4. 議員のうちから委嘱される審議会委員については、議会改革検討特別委員会にて検討予定のため、6月議会終了まで決定を延期すること。以上の4項目につき、執行部に対し要望書を提出いたしました。

第6回から第9回は、執行部へ予算における補助金等一覧の提出を求め、各種補助金等の予算現額、積算根拠、交付団体、代表者、事業内容等のデータから調査するとともに、補助金見直しに関する進め方の検討を行いました。

平成18年10月に発表された瑞穂市行政改革集中改革プランでは、補助金交付の選定基準を見直す計画もありますが、今後も引き続き委員の皆さんと議題を含めて協議し、進めてまいりたいと思います。

以上、中間報告を終わらせていただきますが、詳細な調査の経過は、議会事務局に議事録が備えてありますので、そちらを閲覧していただきたいと思います。平成19年3月23日、行財政改革特別委員会委員長 広瀬捨男。

議長（藤橋礼治君） これで、行財政改革特別委員会の中間報告は終わりました。

行財政改革特別委員長の中間報告に対する質疑を行います。



質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第39 土地財産調査特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第39、土地財産調査特別委員会の中間報告の件を議題にします。

土地財産調査特別委員会で継続調査事件となっています土地財産の管理状況の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

土地財産調査特別委員会委員長 棚瀬悦宏君。

土地財産調査特別委員長（棚瀬悦宏君） 16番 棚瀬悦宏です。

ただいまより土地財産調査特別委員会の実施状況を中間報告させていただきます。

平成17年6月議会定例会で7名の委員によって、市の保有する土地財産の管理状況を調査する目的で設置され、先月まで10回の委員会を開催いたしました。本年2月までの実施状況を報告いたします。

第1回（平成17年7月15日開催）の委員会では、当委員会の目的を瑞穂市が所有している土地財産について、個々の取得の経緯、現状を調査し、今後の活用、処分について議論し、方向づけを行うものとし、瑞穂市が所有している土地財産で、利用目的がなく、草刈り等の保全管理している未利用地を調査対象とすることを確認いたしました。その後、未利用地 129筆、5万2,634.38平米の所在、取得の経緯及び現状について説明を受けました。

第2回から第6回までは、処分予定及び利用、または処分計画のある3件の財産につき調査を行いました。具体的には、第2回から第4回までは田之上字下高田地区及び重里字村西地区の土地を、第5回から第6回では宮田字南浦地区の土地について、取得から現在の状況に至るまでの経緯、また処分及び今後の利用計画について順次詳細に調査を行いました。

第7回（平成18年6月20日開催）の委員会では、未利用地の現地視察を行い、土地の現状を把握するとともに、今後の活用方法等検討を行いました。

第8回及び第9回では、別府地内の法定外公共物及び横屋地区の土地処分について検討を行ってまいりました。

第10回（平成19年2月26日開催）の委員会では、処分経過報告及びその他財産の処分計画を検討してまいりました。

以上、詳細調査した財産は13筆で、うち財産の処分、または有効活用することとなった財産は11筆、3,291.36平米であります。

今後は、順次残された未利用地の取得経過及び調査検討を実施していく予定であります。

今後の協議といたしましては、呂久地区内の防火水槽の廃止による市有地処分について、2番目に、十九条地内の道路改良工事による市有財産処分について、3は、穂積高野地区内の市有地の処分についてをこれから協議していく予定であります。

また、星川議員の一般質問で出されました古橋と横屋地区の道路についての要求がありましたけれども、それをまた委員会に諮っていきたいと思います。

以上、中間報告させていただきます。平成19年3月23日、土地財産調査特別委員会委員長 棚瀬悦宏です。

議長（藤橋礼治君） これで、土地財産調査特別委員会の中間報告は終わりました。

土地財産調査特別委員長の中間報告に対する質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 9番 山田でございます。

ただいま土地財産調査特別委員会の棚瀬悦宏委員長から特別委員会の中間報告をいただいたわけですが、10回ほどやられまして、長く御苦労さんでございました。

その中身について報告を聞きましたが、少し経緯についてお尋ねをしたいと思います。

土地というものは市民の税で取得をしておりますので、やはり税というものは市民の方々に有効活用し、還元すべきであると。費用対効果、そういう面が重要視されるわけですが、その観点でお尋ねいたしますが、取得状況は適正であったかどうか。中間報告でございますので突っ込んだお尋ねはいたしません、取得物件、いろいろ報告されましたが、その取得の状況が適正であったかどうかを1点お聞きしたいということと、それから、有効活用が非常に少ないと。取得面積が5万2,000平米前後と言われまして、3,200平米ぐらいは有効活用したけど、あと有効活用はなされておるか、それとも現在進行中であるのか、そういう状況をどの程度調査をされたのか、わかる範囲内で委員長から報告を聞きたいと思います。以上であります。

議長（藤橋礼治君） 土地財産調査特別委員長 棚瀬悦宏君。

土地財産調査特別委員長（棚瀬悦宏君） 山田隆義議員の御質問に対してお答えしたいと思います。

土地財産調査特別委員会では、市の所有する土地の未利用地、特に農地を市が確保しているんですが、それをどのように利用していくのか、また処分していくのか、そういうことで初めそういう農地についての議論をしておったわけです。初めには、あそこの宮田の地区のちょっと北に下高田というところの土地ですね。岐阜工業の、皆さんで議決していただいたものを処

分いたしました。そのものと、それからあとは、この前も議決していただいたお寺の件の処分、あれはちょっと別の角度の財産処分だったんですけど、時々出てくる土地の問題も処分しております、まず農地の農業委員会にかけられて、しっかり確保されたのか。そういう点では、やっぱり楽南地区が非常に農業委員会にかけないかん問題で、ちょっと不適當な処理が多いかなということで、特に事業目的が反していないことと、それから開発公社で買った土地がやっぱり高いときに買っていらっしゃるんで、そいつが市の所有になったわけですね。それをバブル時期に買ったものを、金額的には安く皆さんで処分していただいて、岐阜工業に出したということと、それから、農地を市で持っているということは、まだまだ未利用地が多いので、これから十分審議していかなければならない問題がたくさんあると思いますので、そういうものを皆さんで議論してやっていきたいと思います。特に事業目的がはっきりしなかったり、していたんだけど、様相が変わってきたりということで、特にそこまで追及すると問題がたくさんあると思います。そういうことで、問題だけれども、今の現状から見たら、処理していかないかんということで、皆さんの理解を今得ておるところなんです。まだ中途でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、いろんな御意見がありましたら、私どもにおっしゃっていただいたら、委員会でいろいろ審議したいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 棚瀬委員長から、取得の内容、それから利用目的等、いろいろ報告されました。

その中で、不適當な疑いの部分があると。今後そういう問題においてもしっかりと調査をしたいという報告がございましたので、私は、それに対しての申し上げませんが、やはり市民の税で土地を取得しておるということでございますので、当然市民に還元のできる、またきちっと説明のできる取得でなくちゃいかんと。不明瞭な取得もあってはならない。今後、そうした問題が適正に調査をされて、しっかりと報告をしていただくことが、今後やはり透明性の高い行政運営をしていくことにもなってまいりますので、しっかりとやっていただきたい。ということは、私はよく土地取得について、いろいろ疑念があるとか、過去にいろいろ不明瞭なうわさが立っておるとか、そういううわさ、うわさ。うわさが真実であればいいわけですが、何も真実でないのに、うわさを立てて、まことしやかにこれを流言をすると。こういうことも公人としてすべきことではないと思うんですね。やはりそういう問題について、特別委員会ができたわけでございますから、真実を探究し、姿勢を正す意味においても、しっかりとあとまたやられると思いますので、襟を正して、御苦勞さんでございますが調査をやって、結論をまとめて、きちっと議会に報告をしていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

---

日程第40 出資法人に関する特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第40、出資法人に関する特別委員会の中間報告の件を議題にします。

出資法人に関する特別委員会で継続調査事件となっています瑞穂市土地開発公社、財団法人瑞穂市施設管理公社及びみずほ公共サービス株式会社の経営等の状況の件について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

出資法人に関する特別委員会委員長 広瀬捨男君。

出資法人に関する特別委員長（広瀬捨男君） 20番 広瀬捨男でございます。

ただいまより出資法人に関する特別委員会の実施状況の中間報告を申し上げます。

出資法人に関する特別委員会は、市の出資法人について、住民の負担にかかる税金が目的どおり使われているかどうかを監視する意味において、その経営等の状況を調査すべく、平成18年6月9日に10名の委員によって設置をされました。委員は、澤井幸一委員、星川睦枝委員、広瀬捨男、山本訓男委員、小寺徹委員、桜木ゆう子委員、松野藤四郎委員、熊谷祐子委員、広瀬時男委員、若園五朗委員、以上10名の委員であります。

委員会は2回開催いたしました。

第1回は平成18年8月10日に開催し、財団法人瑞穂市施設管理公社、瑞穂市土地開発公社及びみずほ公共サービス株式会社の経営状況について、平成18年6月定例会で配付された資料により、平成17年度事業報告、平成18年度事業計画及び収支予算書について議論をいたしました。

第2回は平成19年1月18日に開催し、財団法人瑞穂市施設管理公社、瑞穂市土地開発公社及びみずほ公共サービス株式会社の現状と今後の課題についてを議題として議論いたしました。

その議論の中で、1. 発注単価の基準及び賃金の算定基準は、2. 瑞穂市土地開発公社については、土地購入価額・借り入れ先銀行及び借り入れ利率の決定方法、3. みずほ公共サービス株式会社については、守秘義務、施設管理公社からの社員登用の実績、4. 当特別委員会は、今後は施設管理公社の評議員会の後に開催されたい等の意見が出ました。

今後も引き続き委員の皆さんと今後の議題を含めて協議し、進めていきたいと思っております。

以上、中間報告を終わりますが、詳細な調査の経過は議会事務局に議事録が備えてありますので、そちらを閲覧していただきたいと思っております。平成19年3月23日、出資法人に関する特別委員会委員長 広瀬捨男。

議長（藤橋礼治君） これで、出資法人に関する特別委員会の中間報告は終わりました。  
出資法人に関する特別委員長の中間報告に対する質疑を許可します。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これで本日の日程は全部終了しました。

---

#### 閉会の宣告

議長（藤橋礼治君） 会議を閉じます。

平成19年第1回瑞穂市議会定例会を閉会いたします。

なお、このたび、統一地方選挙によりまして、議場内でも数名の方が立候補を予定されてみえます。十分自分の目標が達成できるよう、また体調には十分御留意されまして、頑張ってください。

以上、終わります。

閉会 午後4時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年3月23日

瑞穂市議会 議長 藤橋礼治

議員 山田隆義

議員 広瀬時男